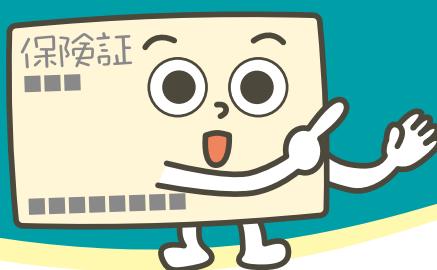


はり・きゅう・あん摩マッサージ

療養費の申請・支払い方法が 変わります

正しく
かかりましょー！



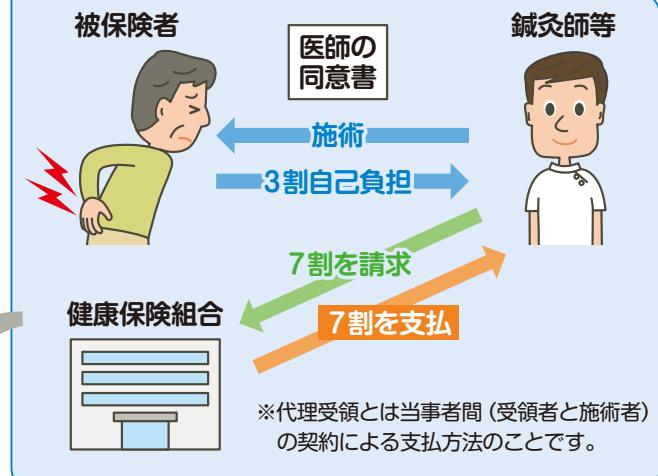
療養費は、一定の要件を満たし、保険者がやむを得ないと認めたときに支払う「償還払い」が原則となっています（健康保険法第87条）。

このたび、厚生労働省の指示により現行の支払方法（代理受領）は認められることとなりました。

現行では鍼灸師等が被保険者に代わって、「療養費」を申請し受領していますが、この申請・支払方法が平成31年4月1日から変わります。具体的には、被保険者がいったん窓口で全額立替払いをし、健保組合へ療養費を支給申請する取扱い（償還払い）となります。

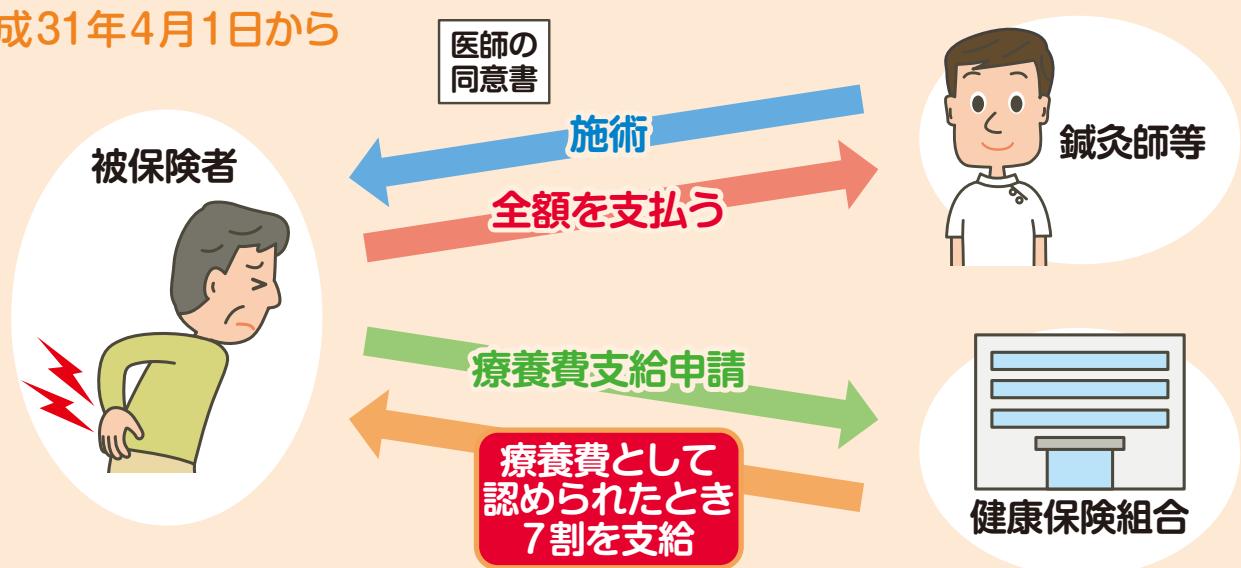
この取扱いは、健康保険法の規定にもとづき、理事会および組合会において承認を得たものです。ご理解・ご協力をお願いいたします。

現行〈代理受領〉



変更後〈償還払い〉

平成31年4月1日から



はり・きゅう・あん摩マッサージ



鍼灸師等の施術を受ける場合、一定の条件を満たしていれば健康保険が使えます。健康保険で鍼灸師等の施術を受けるには、**医師の同意書が必ず必要**になります。また、施術が長期にわたる場合には、6ヶ月ごとに文書による医師の再同意が必要になります。医師の同意がなく自分の判断だけで施術を受けた場合は、健康保険が使えません。

はり・きゅうで健康保険が使える疾病

神経痛

五十肩

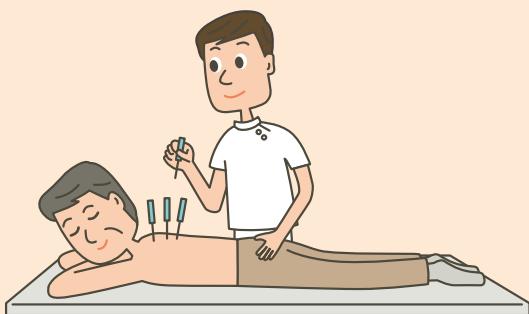
リウマチ

腰痛症

けいわん
頸腕症候群

けいついねんざ
頸椎捻挫後遺症

- 医師による適切な治療手段がなく、はり・きゅうの施術による効果が期待できるものが対象になります。



あん摩マッサージで健康保険が使える症状

こうしゆく
関節拘縮

きんまひ
筋麻痺

- 関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺している症状に対する施術で、医療上マッサージが必要と認められた場合に限ります。



施術を受けた際には、通院のたびに領収証を必ず受けとり、受けた治療の記録になるので大切に保管しておきましょう。後日、医療保険者から治療内容についてお尋ねすることもあります。健康保険の適正な運営のためにご協力をお願いします。

